

令和 4 年第 3 回 さくら市議会 定例会 提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度さくら市一般会計補正予算（第4号））	P 4
2	さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさくら市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	P 5
3	さくら市職員の降給に関する条例の一部改正について	P 5
4	令和4年度さくら市一般会計補正予算（第5号）	P 5
5	令和4年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第2号）	P 7
6	令和4年度さくら市下水道事業会計補正予算（第1号）	P 7
7	令和3年度さくら市一般会計決算の認定について	P 8
8	令和3年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計決算の認定について	P 9
9	令和3年度さくら市国民健康保険特別会計決算の認定について	P 9
10	令和3年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の認定について	P 10
11	令和3年度さくら市介護保険特別会計決算の認定について	P 10
12	令和3年度さくら市水道事業会計決算の認定について	P 11
13	令和3年度さくら市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	P 11
14	一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の提出について	P 12
15	株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出について	P 12
16	令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について	P 12
17	議案説明資料 参照法令等	P 14
18	さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさくら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 17

番号	項 目 名	ページ
19	さくら市職員の降給に関する条例の一部を改正する条例案新旧 対照条文	P 24

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、承認 1 件、条例 2 件、予算 3 件、決算 7 件及び報告 3 件であります。

議案第 1 号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をした事件について、同条第 3 項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

その概要についてご説明申し上げます。

専決処分第 6 号は、令和 4 年度さくら市一般会計補正予算（第 4 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1 億 3,100 万円を追加し、予算の総額を 199 億 5,181 万 9 千円とするものであります。

歳入では、20 款繰越金で、前年度繰越金 1 億 3,100 万円を追加し、計上いたしました。

歳出では、5 款農林水産業費で、総合交流ターミナル施設維

持管理事業費 1 億 3,100 万円を追加し、計上いたしました。

議案第 2 号は、さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさくら市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、さくら市職員の休暇制度について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国家公務員の取扱いに準拠し、育児休業の取得制限の緩和をするなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 号は、さくら市職員の降給に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、さくら市職員の降給制度について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国家公務員の取扱いに準拠し、引用する用語を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、令和 4 年度さくら市一般会計補正予算（第 5

号) であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 2 億 6,146 万 4 千円を追加し、予算の総額を 202 億 1,328 万 3 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、15 款国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 億 5,784 万円、16 款県支出金で、私立幼稚園等給食費保護者負担軽減事業費補助金 364 万 5 千円、物価高騰対策生活困窮者自立支援金支給事業補助金 146 万 7 千円、21 款諸収入で、地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出返還金 600 万円を追加し計上いたしました。

歳出の主なものでは、3 款民生費で、子ども子育て支援推進事業費 463 万 9 千円、物価高騰対策生活困窮者自立支援金支給事業費 146 万 7 千円、4 款衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保交付金事業費 300 万円、5 款農林水産業費で、コロナ禍における農業用資材等高騰対策事業費 4,918 万円、6 款商工費で、原油価格・物価高騰対策事業費 1 億 1,300 万円、さくら市観光県外 PR 事業費 700 万円、9 款教育費で、非常勤講師活用事業 211 万 2 千円を追加し計上いたしました。

第 2 表債務負担行為の補正は、保健計画作成事業ほか 2 件を

追加するものであります。

議案第 5 号は、令和 4 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1 億 3,761 万 5 千円を追加し、予算の総額を 36 億 5,492 万 2 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、9 款繰越金で、前年度繰越金 1 億 3,678 万 5 千円を追加し計上いたしました。

歳出の主なものでは、6 款諸支出金で、介護給付費等返還金 1 億 3,678 万 5 千円を追加し計上いたしました。

議案第 6 号は、令和 4 年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条債務負担行為で、公共下水道水処理センター維持管理業務委託ほか 1 件を追加するものであります。

次に、令和3年度さくら市一般会計、氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の決算等について、地方自治法第233条第2項の規定により監査委員の審査に付したところ、意見を添えて回付されましたので、同条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

議案第7号は、令和3年度さくら市一般会計決算の認定についてであります。

一般会計の決算額は、歳入232億8,617万8,445円、歳出215億9,742万5,281円、歳入歳出差引額16億8,875万3,164円となりました。

歳入の主なものは、1款市税68億2,738万8,926円、11款地方交付税31億5,980万9千円、15款国庫支出金46億5,934万7,805円、16款県支出金14億672万6,334円、20款繰越金14億1,226万3,280円、22款市債16億8,784万5千円などあります。

歳出の主なものは、2款総務費で、基金積立事業7億3,924

万 4 千円、3 款民生費で、介護給付・訓練等給付事業 9 億 2,803 万 3,687 円、民間保育園事業 8 億 2,213 万 7,149 円、4 款衛生費で、清掃費各種負担金 3 億 5,787 万 2,700 円、6 款農林水産業費で、総合交流ターミナル施設維持管理事業 1 億 4,552 万 3,630 円、7 款商工費で、中小企業振興資金融資事業 15 億 5,000 万 1,532 円、8 款土木費で、道路維持補修事業 2 億 5,792 万 7,000 円、9 款消防費で、塩谷広域行政組合消防費負担金 6 億 2,575 万円、10 款教育費で、小学校施設長寿命化改良事業 3 億 7,476 万 6,312 円などであります。

議案第 8 号は、令和 3 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地地区画整理事業特別会計決算の認定についてであります。

氏家都市計画事業上阿久津台地土地地区画整理事業特別会計の決算額は、歳入 3 億 3,326 万 5,186 円、歳出 3 億 1,467 万 8,991 円、歳入歳出差引額 1,858 万 6,195 円となりました。

議案第 9 号は、令和 3 年度さくら市国民健康保険特別会計決

算の認定についてであります。

国民健康保険特別会計の決算額は、歳入 42 億 897 万 2,188 円、歳出 40 億 3,435 万 5,901 円、歳入歳出差引額 1 億 7,461 万 6,287 円となりました。

議案第 10 号は、令和 3 年度さくら市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入 4 億 6,616 万 2,734 円、歳出 4 億 5,756 万 3,460 円、歳入歳出差引額 859 万 9,274 円となりました。

議案第 11 号は、令和 3 年度さくら市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

介護保険特別会計の決算額は、歳入 34 億 7,893 万 8,361 円、歳出 32 億 9,556 万 3,738 円、歳入歳出差引額 1 億 8,337 万 4,623 円となりました。

以上が、令和 3 年度さくら市一般会計及び各特別会計決算の

概要であります。

議案第 12 号は、令和 3 年度さくら市水道事業会計決算の認定についてであります。

令和 3 年度の水道事業会計の決算については、監査委員の審査に付したところ、意見を添えて回付されましたので、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

議案第 13 号は、令和 3 年度さくら市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

令和 3 年度の下水道事業会計剰余金の処分については、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、令和 3 年度の下水道事業会計の決算については、監査委員の審査に付したところ、意見を添えて回付されましたので、

同法第 30 条第 4 項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

報告第 1 号は、一般財団法人さくら市観光施設管理協会経営状況説明書の提出についてであります。

さくら市が出資している一般財団法人さくら市観光施設管理協会の経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、経営状況説明書を提出するものであります。

報告第 2 号は、株式会社道の駅きつれがわ経営状況説明書の提出についてであります。

さくら市が出資している株式会社道の駅きつれがわの経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、経営状況説明書を提出するものであります。

報告第 3 号は、令和 3 年度健全化判断比率及び資金不足比率

についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 3 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3) 決算を認定すること。

(4)～(15) 略

2 略

（専決処分）

第 179 条 普通地方公共団体の議会在り成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

（予算の執行に関する長の調査権等）

第 221 条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

3 前 2 項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

(決算)

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後 3 箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4～7 略

(財政状況の公表等)

第 243 条の 3 略

2 普通地方公共団体の長は、第 221 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

3 略

◎ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）（抄）

(決算)

第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 略

4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

5～9 略

(剰余金の処分等)

第 32 条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3・4 略

◎ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）（抄）

（健全化判断比率の公表等）

第 3 条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

- 2 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 3 地方公共団体の長は、第 1 項の規定により公表した健全化判断比率を、速やかに、都道府県及び地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長にあつては総務大臣に、指定都市を除く市町村及び特別区の長にあつては都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該健全化判断比率を総務大臣に報告しなければならない。

4～7 略

（資金不足比率の公表等）

第 22 条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

- 2 略
- 3 第 3 条第 2 項から第 7 項までの規定は、資金不足比率について準用する。

○ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（抄）

（普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲）

第 152 条 地方自治法第 221 条第 3 項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- (1) 略
- (2) 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社
- (3) 略

2～5 略

（法人の経営状況等を説明する書類）

第 173 条の 2 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。

2 略

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさくら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年さくら市条例第38号）（第1条関係）（1/1）

改 正 案		現 行	
別表第1（第14条関係）		別表第1（第14条関係）	
休暇の原因	休暇を与える期間	休暇の原因	休暇を与える期間
1～14 略		1～14 略	
15 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊婦の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間	15 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊婦の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間
16～23 略		16～23 略	

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさくら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成17年さくら市条例第39号）（第2条関係） (1/6)

改 正 案	現 行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）<u>（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(ア) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしてい</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> _____ _____ <u>以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（ _____ _____ <u>第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳</u> _____ _____ <u>に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p>

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさくら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 39 号）（第 2 条関係） (2/6)

改 正 案	現 行
<p><u>る非常勤職員であって、同条 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p><u>(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日)</p> <p>第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1 歳から 1 歳 6 箇月に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が、</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日)</p> <p>第 2 条の 3 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1 歳から 1 歳 6 箇月に達するまでの子を<u>養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そ</u></p>

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさくら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成17年さくら市条例第39号）（第2条関係） (3/6)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日</p> <p>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p> <p>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日が当該子の1歳</p>	<p>のいずれかの日))の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき</p> <p style="text-align: right;">_____ 当該子の1歳6箇月到達日</p> <p style="text-align: right;">_____ 当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする _____ 育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日が当該子の1歳</p>

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさくら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 39 号）（第 2 条関係）

(4/6)

改 正 案	現 行
<p>到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳到達日 (当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) において地方等育児休業をしている場合</p> <p>ウ 略</p> <p>エ <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日 (当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) 後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合)</p> <p>第 2 条の 4 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 箇月から 2 歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: center;">次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合 (当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第 7 号に掲げる事情に該当するときは第 2 号及び第 3 号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合) とする。</p> <p>(1) <u>当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 箇月到達日の翌日 (当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定</u></p>	<p>到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳到達日 (当該配偶者がする</p> <hr/> <p style="text-align: center;">地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日) において地方等育児休業をしている場合</p> <p>イ 略</p> <p>(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合)</p> <p>第 2 条の 4 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める場合は、1 歳 6 箇月から 2 歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳 6 箇月到達日の翌日 (当該子の 1 歳 6 箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日) を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: center;">のいずれにも該当するときは</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: center;">とする。</p>

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさくら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 39 号）（第 2 条関係） (5/6)

改 正 案	現 行
<p><u>に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日</u>を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳 6 箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <hr/> <p>(育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第 3 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <hr/> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) <u>任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているもの</u>が、当該任期を_____更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の_____日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</p> <p>第 2 条の 5 <u>育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57 日間とする。</u></p> <p>(育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第 3 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3 月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。）。</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) <u>その任期</u>_____の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期_____の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p>

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさくら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 39 号）（第 2 条関係） (6/6)

改 正 案	現 行
<p><u>（育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）</u></p> <p>第 3 条の 2 <u>育児休業法第 2 条第 1 項第 1 号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57 日間とする。</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>(降格の事由)</p> <p>第3条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合(職員が降任された場合を除く。)</p> <p>ア 職員の人事評価(地方公務員法第6条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。)の<u>全体評語(実施権者による確認が行われた任命権者が定める全体評語をいう。以下同じ。)</u>が「<u>不十分</u>」(全体評語のうち最下位の段階のものをいう。以下同じ。)の段階である場合</p> <p>_____その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良好でない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(降格の事由)</p> <p>第3条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合(職員が降任された場合を除く。)</p> <p>ア 職員の人事評価(地方公務員法第6条第1項に規定する人事評価をいう。以下この号において同じ。)の<u>実施権者による確認が行われた全体評語(人事評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号をいう。)</u>が最下位の段階である場合(次条において「<u>定期評価の全体評語が最下位の段階である場合</u>」という。)その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良好でない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2) 略</p>
<p>(降号の事由)</p> <p>第4条 任命権者は、職員の<u>人事評価</u>の全体評語が「<u>不十分</u>」の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお、勤務実績が良好でない状態が改善されないときで必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。</p>	<p>(降号の事由)</p> <p>第4条 任命権者は、職員の<u>定期評価</u>の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお、勤務実績が良好でない状態が改善されないときで必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。</p>